

- 「特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領」の制定について

令和5年6月8日
岩交通31号 警察本部長

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、特定小型原動機付自転車運転者講習に係る規定が新設され、本年7月1日から施行されることとなったところであるが、これに関する事務についての事務処理要領を制定したので、関係事務の運営に万全を期されたい。

特定小型原動機付自転車運転者講習事務に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、特定小型原動機付自転車運転者講習事務について標準的な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 「受講命令」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の3の5第1項の規定による命令をいう。
- (2) 「講習」とは、法第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。
- (3) 「危険行為」とは、法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。
- (4) 「特定小型原動機付自転車違反報告書」とは、特定小型原動機付自転車運転者による違反行為に係る交通切符及び交通反則切符その他の報告書類をいう。
- (5) 「受講命令担当課」とは、危険行為登録を含め、受講命令に関する手続を行う交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）をいう。
- (6) 「調査書類」とは、特定小型原動機付自転車違反報告書（以下「違反報告書」という。）、特定小型原動機付自転車危険行為登録票（以下「危険行為登録票」という。）、その他受講命令手続に関する書類をいう。
- (7) 「命令した旨の通知」とは、受講命令を決定した都道府県（方面）公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）から被命令者の住所地を管轄する都道府県（方面）公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に対して行う命令を決定した旨の通知をいう。
- (8) 「命令執行依頼」とは、命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内にない場合において、命令公安委員会が、その者に対する特定小型原動機

付自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の3の命令書をいう。以下「受講命令書」という。）の交付を住所地公安委員会に依頼して行うことをいう。

- (9) 「警察署等」とは、警察署、交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）及び交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）をいう。
- (10) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (11) 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

3 都道府県警察間の連絡、協力

受講命令に関する書類の送付、命令執行依頼に関する事務等は、交通企画課が関係都道府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

4 受講命令の迅速性、的確性の確保

- (1) 受講命令は、特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムに登録された危険行為登録に基づいてされるものであるから、登録は迅速、的確に行うものとする。
- (2) 講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速、的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時において明らかな事実に基づいて速やかに命令をし、もって将来における道路交通上の危険を防止するものとする。

5 効率的事務処理

(1) 事務処理体制の集中化

受講命令に関する事務は、主として交通企画課で行うが、同課の事務は警察署等で作成する危険行為登録票等に基づき行うこととなるので、警察署等においてもこれに対応した事務処理体制を整備すること。

(2) 事務処理の簡素化

関係事務の全般にわたって、その適正な処理に配意しながら、事務の省力化に努めるものとする。

第2 危険行為登録票の送付

1 特定小型原動機付自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締り警察官は、特定小型原動機付自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要するものであるときは、まずは違反行為の事実について警察署長等に即報するものとする。
- (2) 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを理解し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うものとする。

2 警察署長等の措置

(1) 危険行為登録票の作成

ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、

- 送致不相当と認めた事案
- 明らかに危険行為が認められないもの（交通切符及び交通反則切符に係る事案については、罪名が危険行為ではないもの）

以外の事案について、別記様式1の「危険行為登録票」を作成するものとする。

イ 警察署長等は、警察署においては交通課の警部補、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び交通指導課においては管理業務を担当する警部補を危険行為登録票作成責任者に指定し、前記1(1)の違反報告書の受理及び危険行為登録票の作成をその者において一元的に行わせるようにするものとする。

ウ 危険行為登録票作成責任者は、違反報告書の受理状況等を別記様式2の「特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧」（以下「審査状況一覧」という。）に記載するものとする。

(2) 危険行為登録票の点検

ア 警察署長等は、警察署においては交通課長、交通機動隊及び高速道路交通警察隊においては副隊長、交通指導課においては交通事件を管轄する課長補佐を危険行為登録票に関する審査責任者に指定するものとする。

イ 審査責任者は、危険行為登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検するものとする。

(3) 危険行為登録票の送付

ア 危険行為登録票は、交通企画課長に送付するものとする。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類を添付するものとする。この場合において、危険行為登録票の送付期限までに関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(4) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次のとおりとする。

ア 交通切符及び交通反則切符に係る違反
危険行為を検挙したときから2週間以内

イ 人身事故等に係る違反
ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除き、危険行為を認知したときから30日以内

(5) 危険行為登録票の決裁等

ア 危険行為登録票の交通企画課長への送付に関する事務（違反報告書の受理を含む。）は、審査責任者に専決させるものとする。

イ 審査責任者は、審査状況を明らかにするため、審査状況一覧に審査結果を記載するものとする。

ウ 警察署長等は、前記イの審査状況一覧の記載及び事件の送致記録によって、危険行為登録票の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導・監督し、違反行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないよう配意するものとする。

エ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は

登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通企画課長に連絡するものとする。

第3 危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定

交通企画課企画担当課長補佐を危険行為登録審査官とする。

2 登録審査

- (1) 危険行為登録審査官は、交通指導課と協議の上、警察署長等から送付された危険行為登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査し、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。
- (2) 登録審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるとときは、危険行為登録を行って警察庁に当該データを送信するものとする。ただし、違反事実の不存在又は事実誤認があると認める事案及び交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的な事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないものとする。
- (3) 登録審査は、事実不存在等事案を除き、危険行為登録審査官に専決させるものとする。
- (4) 危険行為登録審査官は、前記(3)によって専決した事務の取扱い状況を別記様式3の「特定小型原動機付自転車危険行為登録報告書」によって交通企画課長に報告するものとする。
- (5) 前記(2)の事実不存在等事案及び後記3の登録削除に関する事務の決裁は、危険行為登録審査官において、当該登録削除を必要と認めた理由を危険行為登録票に付記した上で、個々の事案について交通企画課長の決裁を受けるものとする。

3 登録削除

危険行為登録審査官は、危険行為登録をしたもの、事後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案を危険行為登録から削除するものとする。

4 危険行為登録の迅速処理

登録審査は、危険行為登録票の受領後直ちに行い、審査のために危険行為登録に遅延をきたすないようにするものとする。この場合において、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間において補充調査を行うものとする。

5 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録に関するデータを確認し、登録内容に誤りがないかを確認するものとする。

第4 受講命令に向けた手続

1 受講命令に関わる行政手続

危険行為を反復してした者について、受講命令をする必要があると認められる場合

には、関係する危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与した上で、受講を命ずるものとする。

なお、関係する危険行為が本県警察の管轄区域以外の区域でされたものである場合は、当該区域を管轄する都道府県警察から当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を受けるものとする。

2 受講命令ができない場合

受講命令は、危険行為を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められるときは受講を命ずることができないため、例えば、交通事故によって下半身不随となり、特定小型原動機付自転車を以後運転できなくなったような者については、受講を命じないものとする。

第5 受講命令書の交付

1 受講命令書の交付の主体

受講命令書の交付は、交通企画課が行うほか、警察署等に行わせることができるものとする。

2 受講命令書の交付の方法

受講命令書の交付は、被命令者を警察本部や警察署等へ出頭させる、被命令者宅等へ直接赴くなどにより、直接交付するものとする。

3 受講命令書交付の際の留意事項

(1) 受講命令書を交付する際には、受講命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

(2) 受講命令書の交付はあらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うものとする。

(3) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合

架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性がある場合には、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付するものとする。

イ 申立てが過去の危険行為の発生年月日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者から危険行為の年月日、違反名等について具体的な陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合せ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後、受講命令書を交付するものとする。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれがある場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合せ、改めて事案内容を審査するものとする。

4 命令した旨の通知及び命令執行依頼

(1) 命令した旨の通知及びその通知の際の命令執行依頼は、次により行うものとする。

ア 住所地公安委員会が命令公安委員会と異なる場合は、命令した旨の通知を行うものとし、命令公安委員会の管轄区域に被命令者の勤務地があるなどのため、被命令者が命令公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合等を除き、命令執行依頼をすることができるものとする。

イ 命令した旨の通知は、別記様式4の「特定小型原動機付自転車命令通知書」（以下「命令通知書」という。）を送付して行うものとする。

ウ 命令通知書を送付する際に併せて命令執行依頼をするときは、被命令者に交付する受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付して行うこと。

(2) 命令執行依頼を受けた場合の措置

前記1から3までに定められた方法により、受講命令書の交付を行うものとする。受講命令書を交付した場合は、別記様式5の「特定小型原動機付自転車命令執行通知書」（以下「執行通知書」という。）により、その旨を遅滞なく命令公安委員会に連絡するものとする。

被命令者が住所地にいない場合は、別記様式6の「特定小型原動機付自転車命令書返送書」により受講命令書を命令公安委員会に返送するものとする。

5 受講命令書を交付できない場合

被命令者の所在が不明である場合、被命令者が懲役又は禁錮である場合等、受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を命令公安委員会において保管しておき、所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至った場合に備えるものとする。

第6 受講命令登録等

1 受講命令登録

受講命令登録は、命令執行依頼をした場合を除き、受講命令書を交付した日に行うものとする。

命令執行依頼をした場合は、執行通知書を受領した日に行うものとする。

2 講習受講の督促

受講命令を決定した場合及び受講命令を決定した都道府県警察から受講命令書の交付の依頼を受けた場合は、講習の受講を督促するものとする。

第7 講習の実施等

1 講習の実施

講習の実施については、別途通達で定めるところによるものとする。

2 受講済登録

被命令者に対して講習を行った場合は、原則として講習を実施した日に受講済登録を行うものとする。

第8 その他

1 調査書類等の保存

調査書類等の保存は、係争中でない限り、次の要領で行うものとする。

(1) 危険行為に関する文書

危険行為をした日から 4 年

- (2) 受講命令を執行した事案に関する文書

受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から 4 年

- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書未交付の事案に関する文書

受講命令を決定した日から 3 年

2 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る広報

- (1) 特定小型原動機付自転車運転者講習制度については、交通安全教育の場等を通じて周知に努めるものとする。

- (2) 交通取締りの際、違反者から特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関する質問があった場合に、適切な応答ができるように取締り警察官に対する指導教養を徹底するものとする。

年　月　日

交通企画課長 殿

警察署・隊長

特定小型原動機付自転車危険行為登録票

【警察署等記載欄】

危険行為 をした者	生年月日	
	氏名	
	免許証番号	

危険行為	事件番号	
	発生日時	
	違反名	

特記事項	
------	--

【交通企画課記載欄】

危険行為 登録審査官 記入欄	登録の有無	有・無	登録年月日	年　月　日
	<input type="checkbox"/> 事実不存在等事案の内容 <input type="checkbox"/> 登録削除の理由			
	危険行為登録の削除年月日		年　月　日	

別記様式2

特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

番号	違反者氏名	違反年月日	報告書受理日	票作成の有無	担当者	審査結果
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		
		年　月　日	年　月　日	有　・　無		

注 審査の結果、取扱いが適正である場合は、審査責任者は審査結果欄に署名又は記名する以外、何も記載しない。

(A 4)

別記様式 3

年　月　日

交通企画課長 殿

登録審査官

特定小型原動機付自転車危険行為登録報告書

危険行為登録について下記のとおり報告する。

期　間	年　　月　　日	～	年　　月　　日
危険行為登録件数	事実不存在等事案件数	再調査下命	
(備考)			

年 月 日

公安委員会 殿

岩手県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、
下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フ リ ガ ナ 氏 名	(年 月 日 生)
命令理由	<p>違反名 : (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)</p> <p>違反名 : (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)</p>
命令執行	<p>受講命令書を被命令者に (・ 交付済み ・ 未交付) </p> <p>貴公安委員会への命令執行依頼 (・ あり ・ なし) </p> <p>特定小型原動機付自転車 運転者講習の実施 (・ 当公安委員会 ・ 貴公安委員会) </p>
備 考	

年　月　日

公安委員会 殿

岩手県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所			
被命令者	(年 月 日生)		
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)		
備 考			

年　月　日

公安委員会 殿

岩手県公安委員会

特定小型原動機付自転車命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏名	(年 月 日生)
備考	